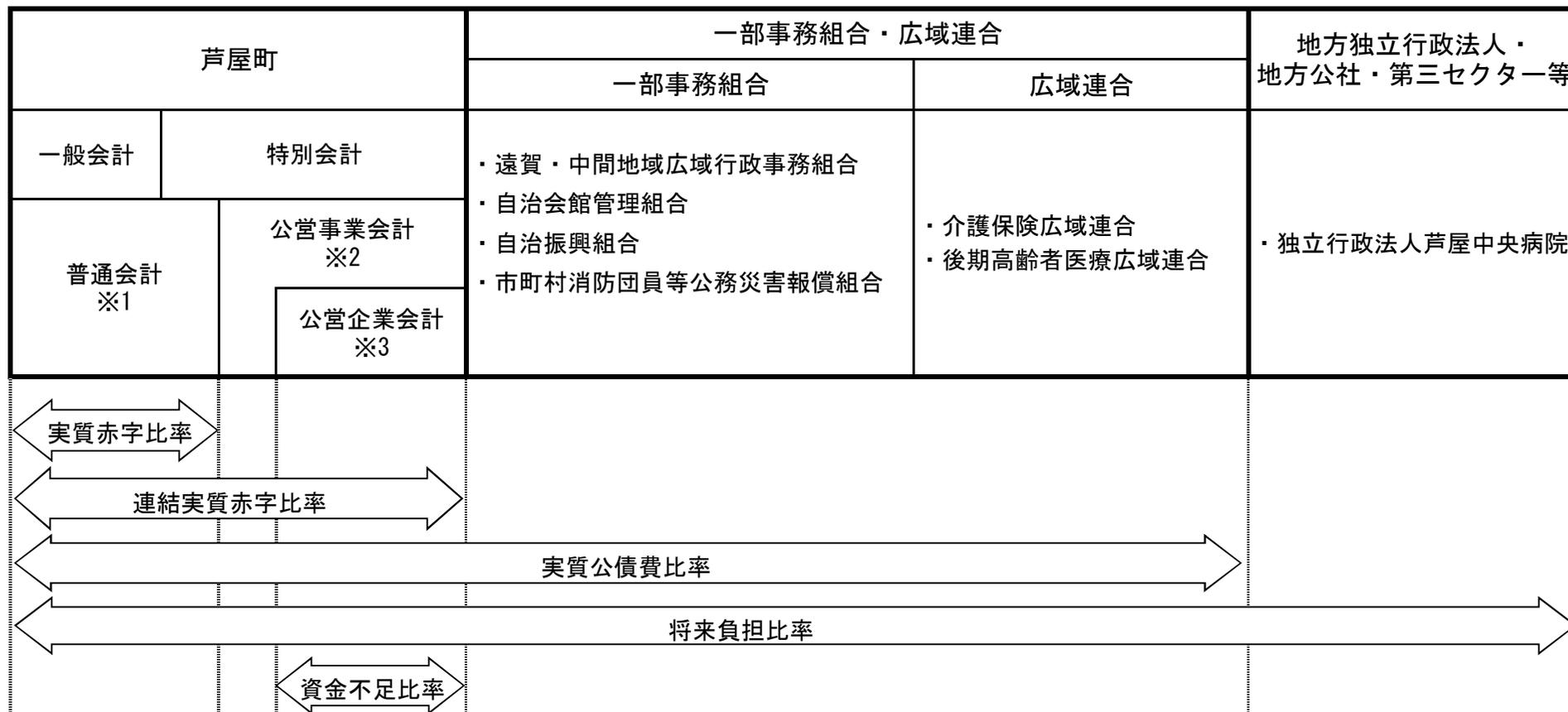


芦屋町の健全化判断比率の対象



※1 普通会計とは、一般会計、給食センター特別会計、病院貸付金特別会計（平成27年度決算から）のことを言います。

※2 公営事業会計とは、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計のことを言います。

※3 公営企業会計とは、公共下水道事業会計、モーターボート競走事業会計、国民宿舎特別会計のことを言います。